

令和 5 年 6 月 13 日

事 業 主 各 位

出版健康保険組合
理事長 高井 昌史
(公 印 省 略)

健康保険事務取扱いの一部改正について

時下、ますますのご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当組合の事業運営に種々ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、令和 5 年 6 月 1 日から健康保険法施行規則等の一部が改正されたことにより、被保険者資格取得届及び被扶養者（異動）届について、個人番号の記載義務が明確化されました。

また、事業主が届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し個人番号の提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるとされました。届出の際は、個人番号の確実な記載をお願いいたします。

※詳細は出版健保ホームページ、

令和 5 年 6 月 13 日の新着ニュース「健康保険事務取扱いの一部改正について (<https://www.phia.or.jp/benefits/9556/>)」をご覧ください。



お問い合わせ先 業 務 部 適用課 TEL : 03-3292-5005

大阪支部 業務課 TEL : 06-6944-4300